

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月30日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 泉澤 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03) 6275-6200 (大代表)
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部ファイナンスグループ長 関川 厚洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03) 6275-6200 (大代表)
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部ファイナンスグループ長 関川 厚洋
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年10月21日
【発行登録書の効力発生日】	2020年10月29日
【発行登録書の有効期限】	2022年10月28日
【発行登録番号】	2 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書による発行登録の効力停止期間は、2020年10月30日(提出日)である。
【提出理由】	2020年10月21日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするためおよび「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

三菱重工業株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（三菱重工グリーンボンド）に関する情報

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

（訂正前）
 未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）円を額面総額とする三菱重工業株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（三菱重工グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額：金1億円

発行価格：額面100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）
 未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
メリルリンチ日本証券株式会社（注）	東京都中央区日本橋一丁目4番1号

（注）メリルリンチ日本証券株式会社は、2020年11月1日付で「BofA証券株式会社」へ商号変更する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）
 未定

（訂正後）

本社債の払込金額の総額（未定）円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

設備資金、投融資資金、運転資金、社債償還資金および借入金返済資金に充当する予定であります。

（訂正後）

設備資金、投融資資金、運転資金、社債償還資金および借入金返済資金に充当する予定であります。

本社債による手取金は、再生可能エネルギー／クリーンエネルギー事業（風力発電設備／事業・水素発電設備／事業・地熱発電設備／事業）にかかる上記資金に充当する予定ですが、充当まで期間を要する場合、未充当額を現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

三菱重工業株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（三菱重工グリーンボンド）に関する情報
グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）および環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）に則したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価機関であるサステイナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しております。

（注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2） 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。